

ID: 175

担当部署: まちづくり部 都市づくり課

処分の概要	地区街づくり協議会の認定		
例規名 根拠条項	東大和市街づくり条例 第5条第3項		
例規番号	平成22年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。</p> <p>(地区街づくり協議会の設立等)</p> <p>第5条 おおむね5,000平方メートル以上の連続した一体の区域(以下「地区」という。)内の土地又は建築物について所有権を有する者、地区に居住する者及び地区において事業を営む者(以下これらを「地区住民」という。)は、地区における良好な街づくりを推進するための計画(以下「地区街づくり計画」という。)の案を検討し、及びこれを市長に提案し、並びに自ら地区の街づくりを推進することを目的として、地区街づくり協議会(以下「地区協議会」という。)を設立することができる。</p> <p>2 地区協議会は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。</p> <p>(1) 構成員が地区住民であること。</p> <p>(2) 地区住民の自発的参加の機会が保障されていること。</p> <p>(3) 地区協議会の設立に同意する者が地区住民のおおむね3分の1以上であること。</p> <p>3 地区協議会を設立しようとする者は、市長に申請し、その認定を受けなければならない。</p> <p>4 市長は、地区協議会の認定を行うに当たっては、あらかじめ、東大和市街づくり審査会(第41条に規定する東大和市街づくり審査会をいう。以下この条から第40条までにおいて「審査会」という。)の意見を聴くものとする。</p> <p>5 市長は、地区協議会の認定を行ったときは、その旨を申請者に通知し、併せてその旨を公告するものとする。</p> <p>6 地区協議会は、規約その他の規則で定める事項に変更があったとき、又は自らを解散しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>7 市長は、地区協議会が第2項各号に該当しなくなったと認めるときは、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、その認定を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 176

担当部署: まちづくり部 都市づくり課

処分の概要	分野別街づくり協議会の認定		
例規名 根拠条項	東大和市街づくり条例 第9条第3項		
例規番号	平成22年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。</p> <p>(分野別街づくり協議会の設立等)</p> <p>第9条 市民は、特定の分野に関して良好な街づくりを推進するための計画(以下「分野別街づくり計画」という。)の案を検討し、及びこれを市長に提案することを目的として、分野別街づくり協議会(以下「分野別協議会」という。)を設立することができる。</p> <p>2 分野別協議会は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。</p> <p>(1) 構成員が市民であること。</p> <p>(2) 市民の自発的参加の機会が保障されていること。</p> <p>3 分野別協議会を設立しようとする者は、市長に申請し、その認定を受けなければならない。</p> <p>4 市長は、分野別協議会の認定を行うに当たっては、あらかじめ、審査会の意見を聴くものとする。</p> <p>5 市長は、分野別協議会の認定を行ったときは、その旨を申請者に通知し、併せてその旨を公告するものとする。</p> <p>6 分野別協議会は、規約その他の規則で定める事項に変更があったとき、又は自らを解散しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>7 市長は、分野別協議会が第2項各号に該当しなくなったと認めるときは、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、その認定を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 177

担当部署: まちづくり部 都市づくり課

処分の概要	地区計画区域内建築物の特例許可		
例規名 根拠条項	東大和市地区計画区域内建築条例 第15条		
例規番号	平成9年条例第27号		
【基準】 第15条の規定による。 (公益上必要な建築物の特例) 第15条 市長がこの条例の適用に関して、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、当該許可の範囲内において、当該規定は、適用しない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 178

担当部署: まちづくり部 都市づくり課

処分の概要	特別工業地区内の建築の特例許可
例規名 根拠条項	東大和市特別工業地区建築条例 第2条ただし書
例規番号	平成15年条例第32号
<p>【基準】</p> <p>第2条の規定による。</p> <p>(特別工業地区内の建築制限)</p> <p>第2条 特別工業地区内においては、別表に掲げる用途に供するために、建築物を建築し、又はその用途の変更(るつぼ若しくは窯の新設若しくは増設により容量の制限を超える場合又は作業場の床面積の増加により床面積の制限を超える場合を含む。次条第1項において同じ。)をしてはならない。ただし、市長が安全上の危険の度及び衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>次に掲げる事業を営む工場</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸塩類、黄りん、赤りん、硫化りん、金属カリウム、金属ナトリウム、マグネシウム、過酸化水素水、過酸化カリ、過酸化ソーダ、二硫化炭素、メタノール、アルコール、エーテル、アセトン、さく酸エステル類、ニトロセルローズ、ベンゼール、トルオール、キシロール、ピクリン酸、ピクリン酸塩類、テレピン油又は石油類の製造 2 ビスコース製品の製造 3 合成染料若しくはその中間物又は顔料の製造 4 石炭ガス類又はコークスの製造 5 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、ふっ化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、りん酸、か性カリ、か性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、せんたくソーダ、ソーダ灰、さらし粉、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、ひ素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルフォン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、グリセリン、さく酸、石炭酸又はクローム化合物の製造 6 たんぱく質の加水分解による製品の製造 7 油脂の採取、硬化又は加熱加工(化粧品製造を除く。) 8 合成樹脂の製造 9 肥料の製造 10 製紙(手すき紙の製造を除く。)又はパルプの製造 11 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製 12 アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゅう産物又はその残りかすを原料とする製造 13 金属の精錬(容量の合計が50リットルを超えないるつぼ又は窯を使用するものを除く。) 14 動物の臓器又は排せつ物を原料とする医薬品の製造 15 ふっ化水素酸を使用する物品の処理(電球又は計量器類の処理を除く。) 16 シアン化合物を使用する物品の処理 	

- 17 魚肉練製品の製造又は食肉の加工(その用途に供する作業場の床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。)
- 18 アルコール発酵による酒類の製造
- 19 ビタミン類の製造

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 179

担当部署: まちづくり部 都市づくり課

処分の概要	行為の許可
例規名 根拠条項	東大和市風致地区条例 第3条第1項
例規番号	平成25年条例第44号
<p>【基準】</p> <p>第3条及び第4条の規定による。</p> <p>(許可を要する行為)</p> <p>第3条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(以下「宅地の造成等」という。)</p> <p>(2) 木竹の伐採</p> <p>(3) 土石の類の採取</p> <p>(4) 水面の埋立て又は干拓</p> <p>(5) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、改築、増築又は移転(以下「建築」という。)</p> <p>(6) 建築物等の色彩の変更</p> <p>(7) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(1) 都市計画事業の施行として行う行為</p> <p>(2) 国、東京都(以下「都」という。)若しくは東大和市(以下「市」という。)又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為</p> <p>(3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(4) 面積が10平方メートル以下の宅地の造成等で高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの</p> <p>(5) 次に掲げる木竹の伐採</p> <p>ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の生育のため通常行われる木竹の伐採</p> <p>イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採</p> <p>ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採</p> <p>エ 仮植した木竹の伐採</p> <p>オ この項各号及び第4項各号に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採</p> <p>(6) 土石の類の採取でその採取による地形の変更が第4号の宅地の造成等と同程度のもの</p> <p>(7) 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓</p> <p>(8) 建築物の新築、改築又は増築で、新築、改築又は増築に係る建築物又はその部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの(新築、改築又は増築後の建築物の高さが8メートルを超えることとなるものを除く。)</p>	

- (9) 建築物の移転で移転に係る建築物の床面積が10平方メートル以下であるもの
- (10) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の建築
- ア 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物
 - イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの
 - ウ 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台
 - エ その他の工作物で建築に係る部分の高さが1.5メートル以下であるもの
- (11) 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更
- (12) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下であるもの
- 3 国、都又は市の機関が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国、都又は市の機関がその行為をしようとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。
- 4 次に掲げる行為については、第1項及び前項の規定は、適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を通知しなければならない。
- (1) 国土保全施設、水資源開発施設、道路交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造若しくは林業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為
- (2) 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。)若しくは基幹放送(放送法(昭和25年法律第132号)第2条第2号に規定する基幹放送をいう。)の用に供する線路若しくは空中線系(その支持物を含む。)、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為(自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。)
- (許可の基準)

第4条 市長は、前条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

- (1) 宅地の造成等については、次に該当するものであること。
- ア 植栽その他必要な措置を行うこと等により変更後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないこと。
 - イ 変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
 - ウ 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、10パーセント以上であること。
 - エ 面積が1ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、高さが3メートルを超えるのりを生ずる切土若しくは盛土又は都市の風致の維持に特に必要な森林で市長があらかじめ指定したものの伐採を伴わないこと。
- (2) 木竹の伐採のうち森林の皆伐については、伐採後の成林が確実であると認められるものであり、かつ、伐採区域の面積が1ヘクタールを超えないこと。
- (3) 土石の類の採取については、採取の方法が採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (4) 水面の埋立て又は干拓については、埋立て又は干拓後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないこと。

(5) 建築物(仮設の建築物及び地下に設ける建築物を除く。)の建築については、次に該当するものであること。ただし、ア、イ又はウについては、当該建築物の敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合であって、当該建築物の位置、規模、形態、意匠、建ぺい率及び容積率が、当該建築物の敷地の規模及び形態並びに当該建築物の敷地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないと認められるときは、この限りでない。

ア 当該建築物の建ぺい率が、第1種風致地区にあつては10分の2以下、第2種風致地区にあつては10分の4以下であること。

イ 当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、道路に接する部分では第1種風致地区にあつては3メートル以上、第2種風致地区にあつては2メートル以上であり、その他の部分では1.5メートル以上であること。

ウ 当該建築物の高さが10メートル以下であること。

エ 当該建築物の位置、形態及び意匠が当該建築物の敷地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(6) 工作物の建築については、当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が当該建築の行われる敷地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。ただし、仮設の工作物及び地下に設ける工作物については、この限りでない。

(7) 建築物等の色彩の変更については、変更後の色彩が当該変更に係る建築物等の敷地及びその周辺の土地の区域における風致と調和すること。

(8) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

2 前条第1項の許可には、風致の維持に必要な条件を付することができる。この場合における条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日